

令和 8 年度



申請期限：令和9年1月15日(金)

※先着順で受付し、予算額に達した時点で受付を終了します

弘前市東京圏Uターン就職等支援金

東京23区内に居住又は通勤していた方が弘前市に移住し、県内企業へ就職等した際に支援金を交付します !!

単身

60万円



2人以上の世帯

100万円



18歳未満の子帯同

子ども1人につき
100万円加算



要件①

移住直前10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上連続して、東京23区内に居住又は通勤していたこと

要件②

令和7年4月1日以降に弘前市へ移住し、移住後1年以内に申請すること

要件③

申請日から5年以上継続して弘前市に居住する意思があること



そのほか要件

※いずれか該当

就業

・「あおりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で就業した方

テレワーク

・自己の意思により移住し、弘前市を生活の本拠として、移住元で行っていた業務を引き続き行う方

起業

・「あおり起業支援事業費補助金」の交付決定を受けた方

専門人材

・国の「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用し、新規で就業した方

関係人口

・移住時の年齢が40歳未満であること
・過去に弘前市に1年以上居住していたことがある又は2親等以内の親族に弘前市出身者がいること
・ひろさき移住サポートセンターの相談者であり、相談記録から特定できること
・就業、農林水産業へ従事、起業、事業承継、家業へ従事すること

【問合せ先】

・商工部商工労政課雇用支援係 ☎0172-35-1135
・企画部企画課人口減少対策担当 ☎0172-40-7121
・ひろさき移住サポートセンター東京事務所 ☎03-6256-0801

